

人 材 開 発 統 括 官 関 係

人材開発統括官所管の分科会における審議状況 (平成 30 年 3 月 30 日以降)

○専門実践教育訓練の指定基準に関する施行後 3 年後における見直しについて【別紙 1】

専門実践教育訓練給付の制度創設時に、施行（平成 26 年 10 月）後 3 年後を目途として対象講座の指定基準の必要な見直しを検討することとされていたことを受け、第 3 回人材開発分科会（2 月 6 日）より第 7 回人材開発分科会（6 月 27 日）まで議論。

これを受けて第 8 回人材開発分科会（7 月 30 日）において、専門実践教育訓練給付の対象講座に専門職大学を追加する等の指定基準の見直しを内容とした、雇用保険法第 60 条の 2 第 1 項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準の一部を改正する告示案要綱について諮問し、「おおむね妥当」と認めるとの答申がなされた。平成 31 年 4 月 1 日付け指定講座分より適用を予定。

○一般教育訓練給付の拡充に係る対象講座について【別紙 2】

本年 6 月 13 日に人生 100 年時代構想会議において決定された「人づくり革命 基本構想」において「一般教育訓練給付については、対象を拡充するとともに、IT スキルなどキャリアアップ効果の高い講座を対象に、給付率を 2 割から 4 割へ倍増する」こととされた。

また、同月 15 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2018」や「未来投資戦略 2018」でも一般教育訓練給付の拡充について盛り込まれた。

これらを受け、職業安定分科会雇用保険部会での検討と併せ、8 月 28 日に人材開発分科会において同給付の拡充に係る対象講座について議論を開始した。

○キャリアコンサルタントの能力要件の見直しについて【別紙 3】

社会環境の変化や労働政策上の要請等を背景に、期待される社会的役割が拡大していることを受け、キャリアコンサルタントの養成・更新講習の科目等の改正等を内容とする「職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法施行規則第四十八条の十七第一項第一号及び第二号に規定する講習の指定に関する省令の一部を改正する省令案要綱」について第 7 回人材開発分科会

（6月27日）において諮問し、「妥当」と認めるとの答申がなされた。平成31年4月より順次施行予定。

○職業訓練指導員の養成課程等の見直しについて【別紙4】

職業訓練指導員（テクノインストラクター）の供給が不足している現状を踏まえ、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 職業能力開発総合大学校（職業大）の「特定応用課程の1年生や2年生（＝総合課程の3年生や4年生）」を対象とする「短期養成課程」のコース新設を主な内容とする「職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について、第8回人材開発分科会において諮問し、「妥当」と認めるとの答申がなされた。平成31年4月より施行予定

○技能実習制度における監理団体の許可について【別紙5】

監理団体審査部会において、技能実習制度の監理団体にかかる許可申請について、8月31日時点で、計2,299団体（一般：921、特定：1,378）を監理団体として許可する旨の答申がなされた。

○人材開発統括官の2017年度の実績評価及び2018年度の年度目標について【別紙6】

人材開発統括官の2017年度の実績目標及び2018年度の年度目標について、第8回人材開発分科会（平成30年7月30日）において審議し、了承された。

【参考】 分科会開催実績

- ・ 人材開発分科会 平成30年 5/24、6/27、7/30、8/28
- ・ 監理団体審査部会 平成30年 4/19、5/18、6/20、7/18、8/23

雇用保険法第60条の2第1項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準等の一部を改正する告示案要綱の概要

別紙1

① 専門職大学等の課程の対象への追加

- 専門職大学及び専門職短期大学の正規課程、大学及び短期大学が設置する専門職学科の課程のうち、以下の訓練期間要件及び講座レベル基準を満たすものを、対象に位置づけることとする。

【訓練期間要件】専門職大学の課程、大学の専門職学科の課程：4年以内、専門職短期大学の課程、短期大学の専門職学科の課程：3年以内
【講座レベル基準】■ 就職・在職率80% ■ 定員充足率60% ■ 認証評価（機関別認証評価・分野別認証評価とも）適合相当

② 第1類型における4年課程の限定的追加

- 第1類型（業務独占・名称独占資格の養成課程）の訓練期間要件に「人材開発統括官の定める訓練期間が3年を超え4年以内の養成課程」を追加。人材開発統括官定めにおいて、以下の2つを規定。

- 管理栄養士の養成課程
- 法令上の最短期間が3年とされている養成課程であって定時制で開講するもの

③ 専門学校の「キャリア形成促進プログラム」の対象への追加

- 専門学校が提供する実践的な社会人向けプログラムであって文部科学大臣から「キャリア形成促進プログラム」としての認定を受けたプログラムのうち、以下の訓練期間要件及び講座レベル基準を満たすものを、対象に位置づけることとする。

【訓練期間要件】専門課程：1年以上2年未満、特別の課程：120時間以上2年未満
【講座レベル基準】■ 就職・在職率80%

④ その他

- 教育訓練の内容が専門実践教育訓練の各課程類型に該当するものの、講座レベル基準等を満たさない講座について、一般教育訓練の指定基準を満たす場合には、雇用の安定及び就職の促進に資するものとして、一般教育訓練の指定対象とする。

適用日：平成31年4月1日

「人づくり革命 基本構想」 （平成30年6月13日人生100年時代構想会議決定）（抄）

第5章 リカレント教育

リカレント教育は、人づくり革命のみならず、生産性革命を推進するうえでも、鍵となるものである。リカレント教育の受講が職業能力の向上を通じ、キャリアアップ・キャリアチェンジにつながる社会をつくっていかねばならない。

（教育訓練給付の拡充）

専門実践教育訓練給付（7割助成）について、第4次産業革命スキル習得講座の拡充や専門職大学課程の追加など、対象講座を大幅に拡大する。

また、一般教育訓練給付については、対象を拡大するとともに、ITスキルなどキャリアアップ効果の高い講座を対象に、給付率を2割から4割へ倍増する。特に、文部科学大臣が認定した講座については、社会人が通いやすいように講座の最低時間を120時間から60時間に緩和する。あわせて、受講者の大幅な増加のための対策を検討する。

「経済財政運営と改革の基本方針2018」 （平成30年6月15日閣議決定）（抄）

第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組

1. 人づくり革命の実現と拡大

第六に、より長いスパンで個々人の人生の再設計が可能となる社会を実現するため、何歳になっても学び直し、職場復帰、転職が可能となるリカレント教育を抜本的に拡充する。

（1）人材への投資

④ リカレント教育

（教育訓練給付の拡充）

専門実践教育訓練給付（7割助成）について、第4次産業革命スキル習得講座の拡充や専門職大学課程の追加など、対象講座を大幅に拡大する。

また、一般教育訓練給付については、対象を拡大するとともに、ITスキルなどキャリアアップ効果の高い講座を対象に、給付率を2割から4割へ倍増する。特に、文部科学大臣が認定した講座については、社会人が通いやすいように講座の最低時間を120時間から60時間に緩和する。あわせて、受講者の大幅な増加のための対策を検討する。

様々な学校で得た単位を積み上げて卒業資格として認める仕組み（単位累積加算制度）の活用を積極的に進める。

「未来投資戦略2018」 （平成30年6月15日閣議決定）（抄）

2. AI時代に対応した人材育成と最適活用

2-1. AI時代に求められる人材の育成・活用

（3）新たに講ずべき具体的施策

iii) 産業界におけるAI人材等の育成・活用の拡大

- ・「ITリテラシー」の習得等が促進されるよう、キャリアアップ効果の高い講座を対象に、一般教育訓練給付の給付率を引き上げるなど教育訓練給付の拡充による重点的な支援を行う。

平成28年4月に国家資格となったキャリアコンサルタントについては、社会環境の変化や労働政策上の要請等を背景とした、期待される社会的役割の拡大に対して、これを確実、かつ、幅広く担うために必要な知識・技能を、その能力要件に反映すべき。「キャリアコンサルタント登録制度等に関する検討会」において、専門的・技術的見地から検討し取りまとめた能力要件の見直しに係る提言も踏まえ、養成・更新講習の科目等を改正し、併せて、職業能力開発推進者の選任方法について定めるもの。

1. キャリアコンサルタントの能力要件を反映した養成講習等の科目等の見直し
(職業能力開発促進法施行規則等の一部改正)

(1) 養成講習の科目等の見直し(職業能力開発促進法施行規則の改正)

- ① 養成講習の全体時間数を140時間から150時間に拡充する(うち演習時間は60時間から70時間に拡充)。
- ② セルフ・キャリアドック等の企業におけるキャリア支援、リカレント教育等による個人の生涯にわたる主体的な学び直しの促進、職業生涯の長期化、仕事と治療、子育て・介護と仕事の両立支援等キャリア形成上の重要課題に対応するため、講習の範囲を変更するとともに、対応する講義時間数を拡充する。
- ③ 科目間に内容の重複等がある部分について整理・統合を行う。

(2) 更新講習の科目の見直し(職業能力開発促進法施行規則第48条の17第1項第1号及び第2号に規定する講習の指定に関する省令の改正)

- 上記(1)②に併せ、更新講習(知識講習)の科目を変更する。

2. 職業能力開発推進者の選任方法の見直し(職業能力開発促進法施行規則の一部改正)

職業能力開発推進者の選任方法(職業能力開発促進法施行規則の一部改正)

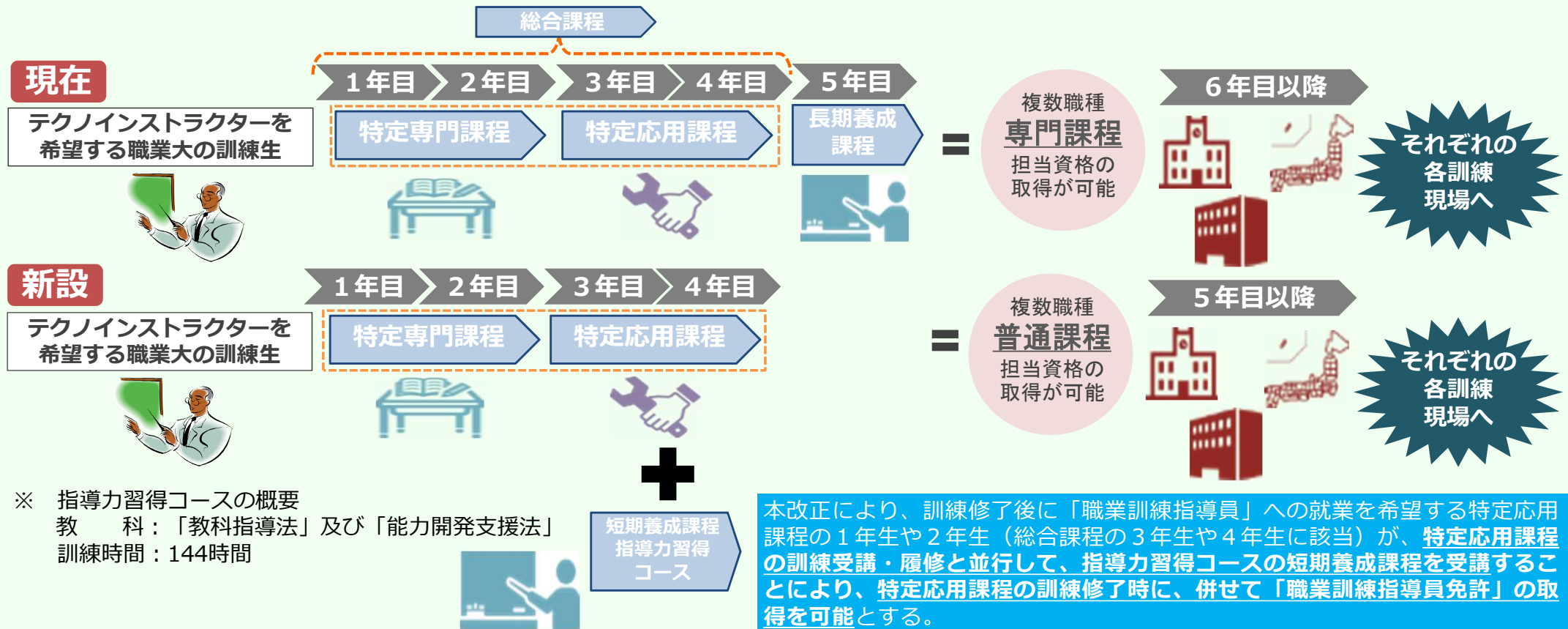
上記1のキャリアコンサルタントの能力要件の見直し等を踏まえ、職業能力開発推進者を「キャリアコンサルタント等の職業能力開発推進者の業務を担当するための必要な能力を有する者」から選任するものとする。

【職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案の概要】

職業訓練指導員（テクノインストラクター）の供給が不足している現状を踏まえ、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 職業能力開発総合大学校（職業大）の「特定応用課程の1年生や2年生（＝総合課程の3年生や4年生）」を対象とする「短期養成課程」のコース新設を柱とする改正を行うもの。

改正の内容

- ① 職業大における指導員養成訓練について、新たに、「特定応用課程の1年生や2年生（＝総合課程の3年生や4年生に該当）」の訓練生を対象とする「**指導力習得コース**」を、「**短期養成課程**」の1コースとして新設する。
- ② ①の新設に伴う職業訓練指導員の免許資格等の規定の整備など所要の改正を行う。



【施行期日】 平成31年 4月 1日（予定）

1 監理団体許可（平成30年8月31日現在）

申請件数	許可件数
2,421件（うち介護職種429件）	2,299件（うち介護職種365件） うち一般監理事業（※1） 921件（介護職種166件） うち特定監理事業（※2） 1,378件（介護職種199件）

（※1）一般監理事業とは、技能実習1号、技能実習2号及び技能実習3号の監理が可能となる事業区分であり、許可の有効期限は5年又は7年（前回許可期間内に改善命令や業務停止命令を受けていない場合）。

（※2）特定監理事業とは、技能実習1号及び技能実習2号の監理が可能となる事業区分であり、許可の有効期限は3年又は5年（前回許可期間内に改善命令や業務停止命令を受けていない場合）。

2 技能実習計画認定（平成30年8月24日現在）

区分	申請件数	認定件数
企業単独型（※3）	8,470件	7,768件
団体監理型（※4）	280,027件	251,469件
計	288,497件	259,237件

（※3）企業単独型とは、日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施する類型。

（※4）団体監理型とは、非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施する類型。

2017 年度 人材開発分科会における目標と実績評価について

項目	2016 年度実績	2017 年度目標	2017 年度実績
①地域若者サポートステーションの就職率 ※1	61.9% (60%)	60%	55.4%
②ハローワークの職業紹介により正社員就職に結びついたフリーター等の数	308,351 人 (300,000 人)	292,000 人	289,403 人
③学卒ジョブサポーターによる支援(正社員就職者数)	191,920 人 (195,000 人)	191,000 人	197,227 人
④ジョブ・カード作成者数 ※2	25.8 万人 (23.2 万人)	25.0 万人	20.0 万人 (速報値)
⑤公共職業訓練(離職者訓練)の就職率 ※3	施設内訓練:88.4%委託訓練:75.1%	施設内訓練:80%委託訓練:75%	施設内訓練:87.6%委託訓練:74.0% (速報値)
⑥求職者支援制度による職業訓練の就職率 ※4	基礎コース:58.9%実践コース:63.8%	基礎コース:55%実践コース:60%	基礎コース:57.4%実践コース:64.9% (速報値)※5
⑦技能検定受検合格者数	30 万人	25 万人	32.9 万人 (うち外国人技能実習制度による合格者数:6.4 万人)

※1 地域若者サポートステーションの就職率＝就職者数（雇用保険被保険者資格を取得し得る者）÷新規登録者数

※2 ジョブ・カード作成者数：教育訓練機関、ジョブ・カード制度総合サイト等を通じたジョブ・カード作成者数

※3 2016 年度実績は、2016 年度中に終了したコースの訓練終了 3 か月後の実績。2017 年度実績は、施設内訓練が 2018 年 2 月末までに終了したコースの訓練終了 3 か月後の実績、委託訓練が 2018 年 1 月末までに終了したコースの訓練終了 3 か月後の実績

・ 公共職業訓練の就職率＝就職者数÷修了者数

・ 都道府県が自治事務として行う施設内訓練及び都道府県単独の委託訓練の実績を除く

※4 求職者支援制度による職業訓練の就職率：求職者支援訓練の修了者数（基礎コースは、他の訓練受講中の者及び受講が決定した者を除く）に占める、訓練修了 3 ヶ月後までに就職している者の割合。なお、就職している者の割合の定義については、2014 年度より、雇用保険適用就職した者の割合としている（※2013 年度までは短期間の就職をした者の割合を含めていた。）。

基礎コースの就職率＝就職者数（就職理由中退者含む）÷（就職理由中退者数＋修了者数－次訓練受講中・次訓練受講決定者数）

実践コースの就職率＝就職者数（就職理由中退者含む）÷（就職理由中退者数＋修了者数）

※5 4 月～10 月末までに終了したコースの実績

① 地域若者サポートステーションの就職率について

2017 年度の実績は 55.4%であり、目標の 60%を下回った。

若年無業者等の職業的自立を目指し、キャリアコンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練、協力企業への職場体験等のプログラムを積極的に実施するものであるが、雇用情勢が改善する中で、登録者数が減少基調にあること、より就職困難性の高い新規登録者の割合が高まっていること（※１）などによる。

（※１）サポステ初来所時に就職準備性の状況を４段階のレベルで判定しており、準備性の低い（レベル１～２）者の割合増（Ｈ28：57.5%→Ｈ29：65.6%）及び就労経験が全くない者の割合増（Ｈ28：16.3%→Ｈ29：18.2%）がみられる。

② ハローワークの職業紹介により正社員就職に結びついたフリーター等の数

2017 年度の実績は約 28.9 万人であり、目標の 29.2 万人を下回った。担当者制による正社員就職に向けた就職プランの作成等の個別支援や関係団体との連携、長期不安定雇用者を対象とした支援等に努めたが、経済状況等を反映し新規求職者数が対前年度比で 7.7%減少したこと等により紹介件数が減少し、正社員就職実績が伸び悩んだ。

③ 学卒ジョブサポーターによる支援（正社員就職者数）

2017 年度の実績は約 19.7 万人（大卒等約 13.2 万人、高卒等約 6.5 万人）であり、目標の 19.1 万人を上回った。

学卒ジョブサポーターが大学等への巡回等を通じ、未内定の大学生等に対し、新卒応援ハローワークの早期の利用を促すとともに、担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介等により正社員就職を実現したことや、３年以内の既卒者及び中退者で安定した職業に就いていない者の雇用を促したことにより、目標を達成した。

④ ジョブ・カード作成者数について

平成 29 年度のジョブ・カード新規取得者数実績は、前年同期比で 22.7%減の 20.0 万人となっており、2017 年度の目標である 25.0 万人は未達成となった。これは、職業訓練受講者数の減少（18.7 万人→15.5 万人）、企業内人材育成推進助成金（廃止済）のキャリアコンサルティング制度導入による実績分が大幅に減少した（7.5 万人→2.2 万人）こと等が主な要因と考えられる。

平成 30 年度の目標を達成するために、引き続き、公的職業訓練や雇用型訓練の積極的展開に併せたジョブ・カードの着実な作成促進を図るとともに、ハローワークにおける一般求職者を対象にした職業相談、企業における従業員へのキャリア形成支援や大学・専修学校等のキャリア教育等の有効なツールとしても、ジョブ・カードのより幅広い活用を一層促す。

さらに、ジョブ・カード制度総合サイトにおけるジョブ・カード作成補助の機能の拡充、スマートフォン版ジョブ・カード作成支援アプリの普及等によっても、一層の作成者数の

増加を図る。

⑤ 公共職業訓練（離職者訓練）の就職率について

公共職業訓練（離職者訓練）の就職率は、2017 年度の目標は施設内訓練が 80%、委託訓練が 75%に対して、実績（速報値）は施設内訓練が 87.6%（2018 年 2 月末までに終了した訓練コースの終了 3 か月後の実績）、委託訓練が 74.0%（2018 年 1 月末までに終了した訓練コースの終了 3 か月後の実績）となっており、目標を達成する見込みである。

年度目標を上回る見込みとなった主な要因は、求人・求職者のニーズに合致した訓練の設定、訓練実施機関・ハローワーク等との連携による就職支援等の取組の推進が有効であったためと考えられる。

今年度も、引き続き求人・求職者のニーズに合致した訓練の設定、訓練実施機関・ハローワーク等との連携による就職支援等の取組を実施する他、「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」の活用推進等、訓練の質の確保や訓練効果の維持・向上を図る。

⑥ 求職者支援制度による職業訓練の就職率について

求職者支援制度による職業訓練の就職率は、2017 年度の目標は基礎コースが 55%、実践コースが 60%に対して、基礎コースが 57.4%、実践コースが 64.9%（2017 年 10 月末までに終了した訓練コースの終了 3 か月後の実績）となっており、目標を達成する見込みである。求人・求職者のニーズに合致した訓練の設定、訓練実施機関・ハローワーク等との連携による就職支援等の取組の推進が有効であったと考えられる。

今後も、目標を達成するために、効果的な訓練コースの設定、ハローワークへの指定来所日の更なる活用、担当者制による集中的な支援、訓練実施機関の就職支援に関するノウハウ向上のための支援を行うなど、就職に向けた取組をより一層強化していく。

⑦ 技能検定受検合格者数

技能検定受検合格者数は、2017 年度の目標 25 万人に対して、実績は約 32.9 万人であり、目標を上回る実績となった。

要因としては、ニーズに応じた技能検定試験の職種及び作業の見直しを行い効果的な試験を実施したこと等に加え、2017 年度後期から実施した、若者向け受検料減免施策が効果を発揮したと考えられる。また、2017 年 11 月以降は技能実習生向け技能検定の受検が義務化されたため合格者数が大きく伸びていると考えられる。今年度も、引き続き、目標達成を目指し取組を進めていく。

2018年度の年度目標について

項目	2017年度実績	単年度目標 (2018年度)	中期目標値 (2020年度)
①地域若者サポートステーションの就職等率 ※1	55.4%	60%	10万人(就職等進路決定者数) ※2011年度～2020年度の 10年間の累計(参考:2017年度までの 総計 108,389人)
②ハローワークの職業紹介により正社員就職に結びついたフリーター等の数	289,403人	289,000人	—
③学卒ジョブサポーターによる支援(正社員就職者数)	197,227人	169,000人	—
④ジョブ・カード作成者数 ※2	20.0万人 (速報値) ※5	25.0万人	300万人 ※2008年度～2020年度の 13年間の累計取得者数 (参考:2017年度までの累計取得者数 194.0万人(速報値))
⑤公共職業訓練(離職者訓練)の就職率 ※3	施設内訓練:87.6% 委託訓練:74.0% (速報値)	施設内訓練:80% 委託訓練:75%	施設内訓練:80% 委託訓練:65%
⑥求職者支援制度による職業訓練の就職率 ※4	基礎コース:57.4% 実践コース:64.9% (速報値)	基礎コース:55% 実践コース:60%	—
⑦技能検定受検合格者数	32.9万人	33万人	725万人 ※制度創設時～2020年度までの累計のべ合格者数 (参考:2017年度までの累計合格者数 665万人)

※1 2017年度:地域若者サポートステーションの就職率=就職者数(雇用保険被保険者資格を取得し得る者)÷新規登録者数

2018年度:地域若者サポートステーションの就職等率=就職等(i)雇用保険被保険者就職に加え、ii)サポステによるステップアップのための支援を継続し雇用保険被保険者となることが見込まれる就職及びiii)公的職業訓練の受講)に至った者)÷新規登録者数

※2 ジョブ・カード作成者数:教育訓練機関、ジョブ・カード制度総合サイト等を通じたジョブ・カード作成者数

※3 施設内訓練が2018年2月末までに終了したコースの訓練終了3か月後の実績、委託訓練が2018年1月末までに終了したコースの訓練終了3か月後の実績

公共職業訓練の就職率:目標設定年度の離職者訓練の修了者等(1か月以下のコースは除く。)に占める、訓練終了3か月後までに就職している者の割合(都道府県が自治事務として行う施設内訓練及び都道府県単独の委託訓練の実績を除く)

公共職業訓練の就職率 = 就職者数 ÷ 修了者数

※4 求職者支援制度による職業訓練の就職率:求職者支援訓練の修了者等(基礎コースは、他の訓練受講中の者及び受講が決定した者を除く。)に占める、訓練終了3か月後までに就職している者(雇用保険適用就職者)の割合

基礎コースの就職率=就職者数÷(修了者数 - 次訓練受講中・次訓練受講決定者数)

実践コースの就職率=就職者数÷修了者数

【参考】雇用保険適用外も含む全体の就職率:基礎コース 76.6% 実践コース 81.9%(2017年度実績速報値)

※5 企業内人材育成推進助成金(平成27年度限りで廃止)を活用してキャリアコンサルティング制度を導入した企業における実績の7.6万人が含まれている

